

○ 宮崎市建設工事等の条件付一般競争入札に関する要綱

令和4年10月13日告示第625号

令和5年3月20日告示第202号

令和5年6月2日告示第419号

令和5年10月2日告示第783号

宮崎市建設工事等の条件付一般競争入札に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事等の契約についての条件付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定に基づき資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事  
で本市が発注するものをいう。
- (2) 建設コンサルタント等 建築及び設備等工事に関する設計、監理並びに調査、企画、立案並びに助言を行う「建築設計」、土木工事に関する設計及び監理並びに調査、企画、立案並びに助言を行う「建設コンサルタント」、「測量」、地質又は土質に関する調査、計測、解析、判定を行う「地質調査」、補償に関する物件及び権利の調査並びに事業関連調査並びに登記手続を行う「補償コンサルタント」に関する業務で本市が発注するものをいう。
- (3) 建設工事等 建設工事及び建設コンサルタント等をいう。

(対象の建設工事等)

第3条 建設工事等の条件付一般競争入札の対象は、予定価格が800万円以上の建設工事、予定価格が2,000万円以上の建築設計及び建設コンサルタント並びに予定価格が500万円以上の測量、地質調査及び補償コンサルタントとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 特殊な建設工事等で対応できる業者が限られるとき。
- (2) 緊急を要し条件付一般競争入札の手続を経る時間的余裕がないとき。
- (3) その他対象とすることが適当でないとき。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる建設工事等の指名競争入札において落札者がいないときは、条件付一般競争入札の対象とすることができる。

- (1) 予定価格が130万円を超え800万円未満の建設工事
- (2) 予定価格が50万円を超え500万円未満の測量、地質調査及び補償コンサルタント

(発注基準)

第4条 条件付一般競争入札において、一定の入札参加者による競争性及び対象の建設工事等の適正な品質を確保するため、別表1のとおり、発注する対象の建設工事等の基準を定める。

- 2 対象の建設工事等が、難易度、技術力、工期、対象業者数等の理由により、別表1によることが適当でないとき認められる場合、競争性及び公平性の確保に留意し、別に基準を定めることができる。
- 3 前項の規定により、別に基準を定める場合は、宮崎市競争入札の参加資格及び指

名基準等に関する要綱（昭和56年告示第90号）第9条に規定する宮崎市建設工事請負等指名業者選定委員会において決定するものとする。

- 4 土木一式工事のうち、等級Cを対象とする案件は、別表2に定める施工場所の地域自治区が含まれるブロックに建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）が所在する業者を対象とすることができる。ただし、施工場所の地域自治区が含まれるブロックに主たる営業所が存在しない場合であっても、施工場所の地域自治区に主たる営業所が所在する地域自治区が隣接するときは、当該業者を発注の対象とすることができる。

（総合評価落札方式の適用）

第5条 前条第2項の規定による共同企業体を対象の案件で、別に基準を定めたものうち、建設工事については、総合評価落札方式により、落札者を決定するものとする。

（共同企業体への発注）

第6条 市長は、第3条に規定する対象の建設工事等が大規模又は特殊な案件において、本市に主たる営業所を有する建設業者等の受注機会の増大や技術力の向上に繋がることが期待できるものについては、共同企業体を構成することを条件として発注することができるものとする。

（共同企業体の構成）

第7条 共同企業体を構成し、入札に参加しようとする者は、条件とする構成方法により、自主的に構成員を結成するものとする。ただし、同一の建設工事等について、2以上の企業体の構成員となることはできないものとする。

（共同企業体の出資割合の制限）

第8条 共同企業体の一構成員の最低出資割合は、次のとおりとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント
- (2) 3者の場合 20パーセント

（共同企業体の解散）

第9条 共同企業体の有効期間は、落札した企業体にあつては当該建設工事等の完了後当該建設工事等に係る決算をもって、落札しなかった企業体にあつては当該建設工事等の契約が締結されたときをもって、解散するものとする。

（公告）

第10条 市長は、条件付一般競争入札を実施するときは、令167条の6第1項の規定により必要な事項を公告するものとする。

- 2 前項に規定する公告は、掲示場に掲示するほか、宮崎市ホームページ及び入札情報サービスシステムへ掲載することにより行うものとする。

（入札参加資格）

第11条 条件付一般競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 宮崎市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。
- (2) 令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を

受けていること。

- (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 入札公告の日から入札参加資格の確認日までの間において、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者が含まれていないこと。
- (8) 開札時点において、本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した建設工事等で完了していない案件の合計金額又は件数が、別表1の手持制限の金額又は件数を超過していないこと。なお、手持制限の金額及び件数には、発注案件の業種を対象に、入札に参加しようとする案件の開札時点までに執行された入札において、落札者又は落札候補者となった工事を含むものとし、その取扱いは次のとおりとする。
  - ア 発注案件の業種における手持制限の金額は、本市が指定する不調不落対策工事及び緊急の建設工事等のほか、施工又は履行している建設工事等に附帯する随意契約の案件、単価契約による案件を除くものとする。
  - イ 発注案件の業種における手持制限の件数は、本市が指定する不調不落対策工事及び緊急の建設工事等のほか、施工又は履行している建設工事等に附帯する随意契約の案件を除くものとし、単価契約による案件は、件数にかかわらず、1件とみなす。
- (9) 建築一式工事及び建設コンサルタント等業務委託にあつては当該年度を含む過去11か年度において、建築一式工事以外の建設工事にあつては当該年度を含む過去6か年度において、下水道管渠維持補修工事にあつては当該年度までに、国又は地方公共団体等が発注した同種の建設工事等を元請として施工又は履行し、完了した実績（共同企業体の構成員としては、出資比率が20%以上）があり、共同企業体によるもののほか、下水道管渠維持補修工事を除き、当該建設工事等の予定価格を超える請負契約があること。なお、施工実績又は履行実績には、発注者のほか、工種又は部門等を特定した条件を付することができるものとする。
- (10) 法面工事にあつては、土木一式工事での名簿登載があり、建設業法に規定するとび・土工・コンクリート工事の許可を受けていること。
- (11) 建設工事にあつては現場代理人、主任技術者及び監理技術者等を、建設コンサルタント等にあつては技術士又は資格者等を適正に配置できる者であること。なお、建設工事における主任技術者等の要件及び建築設計業務委託（総合（意匠）に限る。）における技術者の要件は、別表3によるものとする。
- (12) 当該年度を除く過去2か年度に受注し、完了した建設工事があるときは、宮崎市工事検査要綱に定める工事成績表の評定が65点以上であること。
- (13) 前各号に定めるもののほか、必要に応じて市長が別に定める要件を満たしていること。

（入札参加の手続）

第12条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に規定する建設工事の請負にあつて、入札に参加しようとする者は、条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を入札前の指

定の期日までに市長に提出しなければならない。

2 入札参加条件が第6条に定める共同企業体による場合は、条件付一般競争入札参加申込書（共同企業体用）（様式第2号）（以下「共同企業体用申込書」という。）を提出しなければならない。なお、共同企業体による場合、前項に定める申込書は、共同企業体用申込書の提出に代えるものとする。

3 前項に定める共同企業体用申込書を提出する際は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 共同企業体

ア 建設工事で同一業種の共同施工方式の場合  
特定建設工事共同企業体協定書（甲）（様式第3号）

イ 建設工事で異業種の分担施工方式の場合  
特定建設工事共同企業体協定書（乙）（様式第4号）

ウ 建築設計及び建設コンサルタント業務委託の場合  
特定委託業務共同企業体協定書（様式第5号）

(2) 委任状（様式第6号）

(3) その他市長が必要と認める書類

4 第1項及び第2項の規定によらない場合で、入札に参加しようとする者は、宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第124条の2に規定する電子入札により、入札することをもって、第1項に定める申込書の提出に代えるものとする。

5 申込書及び設計図書等は、公告の日から提出期限日までに宮崎市ホームページ及び入札情報サービスにより提供するものとする。ただし、設計図書等について、入札情報サービスシステムに掲載することが技術的な理由等により困難な場合は、市が指定する業者等で提供させることができるものとする。

6 申込書等の受付期間は、公告により市長が定める日までとし、宮崎市の休日を定める条例（平成2年条例第26号）第1条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「市の休日」という。）を除き5日以上とする。

7 申込書等を提出期限までに提出しない者は、当該入札に参加することができないものとする。

8 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。  
（質疑応答）

第13条 入札に参加しようとする者が設計図書等に関して質問をしようとするときは、公告した方法により指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項の質問及び質問に対する回答は、宮崎市ホームページ及び入札情報サービスシステムに掲載するものとする。

（電子入札）

第14条 この要綱による入札は、規則第124条の2に規定する電子入札により行うことができる。なお、建設工事の入札にあっては、入札書提出時に、工事費内訳書を提出しなければならない。

（入札の無効）

第15条 第17条第4項又は規則第125条各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

2 前項の規定により入札を無効としたときは、速やかに通知するものとする。

（落札候補者の決定等）

第16条 総合評価落札方式を除く条件付一般競争入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格で入札したものを落札

候補者とする。

- 2 前項の最低価格で入札したものが2者以上いる場合には、くじにより落札候補者及び次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

（入札参加資格の確認）

第17条 第12条第1項に規定する建設工事の請負にあつて、入札の結果、落札候補者となった者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 対象の建設工事等と同種の施工実績調書
- (2) 配置予定技術者経歴書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 第12条第2項及び第4項に規定する建設工事の請負にあつては、配置予定技術者を除いて、入札参加資格を確認するものとする。なお、入札の結果、落札候補者となった者のうち、市長が必要と認める場合は、前項第1号の書類を提出しなければならない。

- 3 前2項に掲げる書類の提出期限日（以下「提出期限日」という。）は、入札日の翌日から起算して3日以内とする。ただし、この日数には市の休日は算入しない。

- 4 提出期限日経過後は、第1項に掲げる書類の修正及び再提出は認めない。

- 5 落札候補者が、提出期限日までに第1項に規定する書類を提出しない場合又は入札参加資格の確認のために行う指示に従わない場合は、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

- 6 入札参加資格の確認は、原則として、第1項に掲げる書類が提出された日の翌日から起算して3日以内に行うものとする。ただし、確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

- 7 第3項ただし書の規定は、前項の入札参加資格の確認について準用する。

（落札者の決定）

第18条 市長は、入札参加資格の確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。

- 2 市長は、落札者を決定した場合、落札者に対し、落札決定通知書により通知するものとする。

- 3 市長は、入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がないと認められた落札候補者に対し、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第7号）（以下「確認結果通知書」という。）にその理由を付し、通知するものとする。

（次順位者の確認）

第19条 市長は、第17条の規定による入札参加資格の確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないと判断した場合又は前条第3項の規定により落札候補者の行った入札を無効とした場合は、第16条第2項の規定により次順位者を定めているときには当該次順位者を、定めていないときには、当該入札参加資格がないとされた者又は入札を無効とされた者（以下「失格者」という。）に次いで、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格で入札した者を落札候補者として、入札参加資格の確認を行うものとする。

- 2 前項の規定による入札参加資格の確認は、失格者に前条第3項の規定による通知を行った日から行うことができる。

（特定建設工事企業体協定書第8条に基づく協定書）

第20条 異業種の分担施工方式による特定建設工事共同企業体の場合、落札者となった者は、特定建設工事共同企業体協定書（乙）第8条に基づく協定書（様式第8号）を落札決定後速やかに、市長に提出するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、入札に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、入札参加資格等が実態と適合しないと判断したときは、速やかに、この要綱の改正の可否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年6月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月2日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

## 1 土木一式工事

| 予定価格                   | 構成 | 等級 | 共同企業体の<br>代表者の要件                       | 施工実績                           | 地域要件                                  | 手持制限    |      |        |
|------------------------|----|----|--|--------------------------------|---------------------------------------|---------|------|--------|
|                        |    |    |  |                                |                                       | 金額      | 件数   |        |
|                        |    |    |  |                                |                                       |         | 1位希望 | 2位希望以下 |
| 1億5,000万円以上            | 3者 | A  | 15者以上が対象となる土木一式工事における経営事項審査の総合評定値があること | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること                       | 1億円     | —    | —      |
| 1億円以上<br>1億5,000万円未満   | 2者 | A  | 20者以上が対象となる土木一式工事における経営事項審査の総合評定値があること | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること                       | 1億円     | —    | —      |
| 6,000万円以上<br>1億円未満     | 単独 | A  | —                                      | 国又は地方公共団体等発注の工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること                       | 6,000万円 | —    | —      |
| 2,000万円以上<br>6,000万円未満 | 単独 | A  | —                                      | 国又は地方公共団体等発注の工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること                       | —       | 1    | 0      |
| 800万円以上<br>3,500万円未満   | 単独 | B  | —                                      | 国又は地方公共団体等発注の工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること                       | —       | 1    | 0      |
| 500万円以上<br>1,600万円未満   | 単独 | C  | —                                      | 国又は地方公共団体等発注の工事を元請で施工、完了しているもの | 指定する地区内に主たる営業所を有すること又は市内に主たる営業所を有すること | —       | 1    | 0      |
| 130万円超<br>800万円未満      | 単独 | D  | —                                      | 国又は地方公共団体等発注の工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること                       | —       | 1    | 0      |

## 備考

- 1 「15者以上が対象となる土木一式工事における経営事項審査の総合評定値」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が15者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 2 「20者以上が対象となる土木一式工事における経営事項審査の総合評定値」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が20者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 3 共同企業体を対象とする案件の手持制限の金額は、1億円を超えないものとし、予定価格が6千万円以上で1億円未満の案件の手持制限の金額は、6千万円を超えないものとする。
- 4 手持制限の件数は、土木一式工事を1位希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した土木一式工事で完了していないものの合計件数が1件以内であることをいい、土木一式工事を2位以下の希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える建設工事で完了していないものがないことをいう。
- 5 等級Cの地域要件における市内に主たる営業所を有することとは、条件付一般競争入札において、落札者がいないときに、あらためて条件付一般競争入札に付する際の地域要件をいう。
- 6 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。



2 建築一式工事

| 予定価格                     | 構成 | 等級 | 共同企業体の<br>代表者の要件   | 施工実績   | 地域要件                        | 手持制限          |      |        |
|--------------------------|----|----|--|--|-----------------------------|---------------|------|--------|
|                          |    |    |  |  |                             | 金額            | 件数   |        |
|                          |    |    |  |  |                             |               | 1位希望 | 2位希望以下 |
| 3億円以上                    | 3者 | A  | 20者以上が<br>対象となる<br>建築一式工<br>事における<br>経営事項審<br>査の総合評<br>定値がある<br>こと | 鉄骨造、鉄筋<br>コンクリート<br>造又は鉄骨鉄<br>筋コンクリー<br>ト造の1棟当<br>たりの延床面<br>積が1,000㎡<br>を超える新築<br>工事又は増<br>築、改築工事<br>を元請で施<br>工、完了して<br>いるもの | 市内に主<br>たる営業<br>所を有す<br>ること | 1億<br>5,000万円 | —    | —      |
| 1億5,000万円以上<br>3億円未満     | 2者 | A  | 30者以上が<br>対象となる<br>建築一式工<br>事における<br>経営事項審<br>査の総合評<br>定値がある<br>こと | 鉄骨造、鉄筋<br>コンクリート<br>造又は鉄骨鉄<br>筋コンクリー<br>ト造の1棟当<br>たりの延床面<br>積が1,000㎡<br>を超える新築<br>工事又は増<br>築、改築工事<br>を元請で施<br>工、完了して<br>いるもの | 市内に主<br>たる営業<br>所を有す<br>ること | 1億<br>5,000万円 | —    | —      |
| 6,000万円以上<br>1億5,000万円未満 | 単独 | A  | —  | 国又は地方公<br>共団体等発注<br>の工事を元請<br>で施工、完了<br>しているもの   | 市内に主<br>たる営業<br>所を有す<br>ること | 6,000万円       | —    | —      |
| 3,000万円以上<br>6,000万円未満   | 単独 | A  | —  | 国又は地方公<br>共団体等発注<br>の工事を元請<br>で施工、完了<br>しているもの   | 市内に主<br>たる営業<br>所を有す<br>ること | —             | 1    | 0      |
| 1,000万円以上<br>4,000万円未満   | 単独 | B  | —  | 国又は地方公<br>共団体等発注<br>の工事を元請<br>で施工、完了<br>しているもの   | 市内に主<br>たる営業<br>所を有す<br>ること | —             | 1    | 0      |
| 130万円超<br>2,000万円未満      | 単独 | C  | —  | 国又は地方公<br>共団体等発注<br>の工事を元請<br>で施工、完了<br>しているもの   | 市内に主<br>たる営業<br>所を有す<br>ること | —             | 1    | 0      |

## 備考

- 1 「20者以上が対象となる建築一式工事における経営事項審査の総合評定値」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が20者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 2 「30者以上が対象となる建築一式工事における経営事項審査の総合評定値」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が30者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 3 共同企業体を対象とする案件の手持制限の金額は、1億5千万円を超えないものとし、予定価格が6千万円以上で1億円5千万円未満の案件の手持制限の金額は、6千万円を超えないものとする。
- 4 手持制限の件数は、建築一式工事を1位希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した建築一式工事で完了していないものの合計件数が1件以内であることをいい、建築一式工事を2位以下の希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える建設工事で完了していないものがないことをいう。
- 5 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

### 3 電気工事

| 予定価格                   | 構成 | 等級 | 共同企業体の<br>代表者の要件                     | 施工実績                           | 地域要件            | 手持制限    |      |        |
|------------------------|----|----|--------------------------------------|--------------------------------|-----------------|---------|------|--------|
|                        |    |    |                                      |                                |                 | 金額      | 件数   |        |
|                        |    |    |                                      |                                |                 |         | 1位希望 | 2位希望以下 |
| 1億円以上                  | 2者 | A  | 10者以上が対象となる電気工事における経営事項審査の総合評定値があること | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 1億円     | —    | —      |
| 6,000万円以上<br>1億円未満     | 単独 | A  | —                                    | 国又は地方公共団体等発注の工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 6,000万円 | —    | —      |
| 1,500万円以上<br>6,000万円未満 | 単独 | A  | —                                    | 国又は地方公共団体等発注の工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —       | 1    | 0      |
| 800万円以上<br>2,000万円未満   | 単独 | B  | —                                    | 国又は地方公共団体等発注の工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —       | 1    | 0      |
| 130万円超<br>1,000万円未満    | 単独 | C  | —                                    | 国又は地方公共団体等発注の工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —       | 1    | 0      |

#### 備考

- 「10者以上が対象となる電気工事における経営事項審査の総合評定値があること」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が10者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 共同企業体を対象とする案件の手持制限の金額は、1億円を超えないものとし、予定価格が6千万円以上で1億円未満の案件の手持制限の金額は、6千万円を超えないものとする。
- 手持制限の件数は、電気工事を1位希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した電気工事で完了していないものの合計件数が1件以内であることをいい、電気工事を2位以下の希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える建設工事で完了していないものないことをいう。
- 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

#### 4 管工事

| 予定価格                     | 構成  | 等級 | 共同企業体の<br>代表者の要件                     | 施工実績                           | 地域要件            | 手持制限     |    |
|--------------------------|-----|----|--------------------------------------|--------------------------------|-----------------|----------|----|
|                          |     |    |                                      |                                |                 | 金額       | 件数 |
| 1 億円以上                   | 2 者 | A  | 10 者以上が対象となる管工事における経営事項審査の総合評定値があること | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 1 億円     | —  |
| 6,000 万円以上<br>1 億円未満     | 単独  | A  | —                                    | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 6,000 万円 | —  |
| 2,000 万円以上<br>6,000 万円未満 | 単独  | A  | —                                    | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —        | 1  |
| 800 万円以上<br>2,500 万円未満   | 単独  | B  | —                                    | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —        | 1  |
| 130 万円超<br>1,000 万円未満    | 単独  | C  | —                                    | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —        | 1  |

#### 備考

- 「10者以上が対象となる管工事における経営事項審査の総合評定値があること」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が10者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 共同企業体を対象とする案件の手持制限の金額は、1億円を超えないものとし、予定価格が6千万円以上で1億円未満の案件の手持制限の金額は、6千万円を超えないものとする。
- 手持制限の件数は、本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える管工事で完了していないものの合計件数が1件以内であることをいう。
- 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

5 水道施設工事

| 予定価格                     | 構成  | 等級 | 共同企業体の<br>代表者の要件  | 施工実績   | 地域要件                    | 手持制限         |    |
|--------------------------|-----|----|---|--|-------------------------|--------------|----|
|                          |     |    |   |  |                         | 金額           | 件数 |
| 1 億円以上                   | 2 者 | A  | 10 者以上が対象<br>となる水道施設工<br>事における経営事<br>項審査の総合評定<br>値があること | 国又は地方公共<br>団体等の発注工<br>事を元請で施<br>工、完了してい<br>るもの | 市内に主た<br>る営業所を<br>有すること | 1 億円         | —  |
| 6,000 万円以上<br>1 億円未満     | 単独  | A  | —   | 国又は地方公共<br>団体等の発注工<br>事を元請で施<br>工、完了してい<br>るもの | 市内に主た<br>る営業所を<br>有すること | 6,000 万<br>円 | —  |
| 2,000 万円以上<br>6,000 万円未満 | 単独  | A  | —   | 国又は地方公共<br>団体等の発注工<br>事を元請で施<br>工、完了してい<br>るもの | 市内に主た<br>る営業所を<br>有すること | —            | 2  |
| 800 万円以上<br>2,500 万円未満   | 単独  | B  | —   | 国又は地方公共<br>団体等の発注工<br>事を元請で施<br>工、完了してい<br>るもの | 市内に主た<br>る営業所を<br>有すること | —            | 2  |
| 130 万円超<br>1,000 万円未満    | 単独  | C  | —   | 国又は地方公共<br>団体等の発注工<br>事を元請で施<br>工、完了してい<br>るもの | 市内に主た<br>る営業所を<br>有すること | —            | 2  |

備考

- 「10者以上が対象となる水道施設工事における経営事項審査の総合評定値があること」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が10者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 共同企業体を対象とする案件の手持制限の金額は、1億円を超えないものとし、予定価格が6千万円以上で1億円未満の案件の手持制限の金額は、6千万円を超えないものとする。
- 手持制限の件数は、本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える水道施設工事で完了していないものの合計件数が2件以内であることをいう。
- 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

6 造園工事

| 予定価格                   | 構成 | 等級 | 共同企業体の<br>代表者の要件                     | 施工実績                           | 地域要件            | 手持制限    |      |        |
|------------------------|----|----|--------------------------------------|--------------------------------|-----------------|---------|------|--------|
|                        |    |    |                                      |                                |                 | 金額      | 件数   |        |
|                        |    |    |                                      |                                |                 |         | 1位希望 | 2位希望以下 |
| 1億円以上                  | 2者 | A  | 10者以上が対象となる造園工事における経営事項審査の総合評定値があること | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 1億円     | —    | —      |
| 6,000万円以上<br>1億円未満     | 単独 | A  | —                                    | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 6,000万円 | —    | —      |
| 1,000万円以上<br>6,000万円未満 | 単独 | A  | —                                    | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —       | 1    | 0      |
| 130万円超<br>1,500万円未満    | 単独 | B  | —                                    | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —       | 1    | 0      |

備考

- 「10者以上が対象となる造園工事における経営事項審査の総合評定値があること」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が10者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 共同企業体を対象とする案件の手持制限の金額は、1億円を超えないものとし、予定価格が6千万円以上で1億円未満の案件の手持制限の金額は、6千万円を超えないものとする。
- 手持制限の件数は、造園工事を1位希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した造園工事で完了していないものの合計件数が1件以内であることをいい、造園工事を2位以下の希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える建設工事で完了していないものがないことをいう。
- 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

## 7 塗装工事

| 予定価格                   | 構成 | 共同企業体の<br>代表者の要件                     | 施工実績                           | 地域要件            | 手持制限    |      |        |
|------------------------|----|--------------------------------------|--------------------------------|-----------------|---------|------|--------|
|                        |    |                                      |                                |                 | 金額      | 件数   |        |
|                        |    |                                      |                                |                 |         | 1位希望 | 2位希望以下 |
| 9,000万円以上              | 3者 | 10者以上が対象となる塗装工事における経営事項審査の総合評定値があること | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 6,000万円 | —    | —      |
| 6,000万円以上<br>9,000万円未満 | 2者 | 15者以上が対象となる塗装工事における経営事項審査の総合評定値があること | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 6,000万円 | —    | —      |
| 130万円超<br>6,000万円未満    | 単独 | —                                    | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —       | 1    | 0      |

### 備考

- 「10者以上が対象となる塗装工事における経営事項審査の総合評定値があること」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が10者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 「15者以上が対象となる塗装工事における経営事項審査の総合評定値があること」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が15者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 共同企業体を対象とする案件の手持制限の金額は、6千万円を超えないものとする。
- 手持制限の件数は、塗装工事を1位希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した塗装工事で完了していないものの合計件数が1件以内であることをいい、塗装工事を2位以下の希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える建設工事で完了していないものないことをいう。
- 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

8 防水工事

| 予定価格                   | 構成 | 共同企業体の<br>代表者の要件                     | 施工実績                           | 地域要件            | 手持制限    |      |        |
|------------------------|----|--------------------------------------|--------------------------------|-----------------|---------|------|--------|
|                        |    |                                      |                                |                 | 金額      | 件数   |        |
|                        |    |                                      |                                |                 |         | 1位希望 | 2位希望以下 |
| 9,000万円以上              | 3者 | 10者以上が対象となる防水工事における経営事項審査の総合評定値があること | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 6,000万円 | —    | —      |
| 6,000万円以上<br>9,000万円未満 | 2者 | 15者以上が対象となる防水工事における経営事項審査の総合評定値があること | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 6,000万円 | —    | —      |
| 130万円超<br>6,000万円未満    | 単独 | —                                    | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —       | 1    | 0      |

備考

- 1 「10者以上が対象となる防水工事における経営事項審査の総合評定値があること」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が10者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 2 「15者以上が対象となる防水工事における経営事項審査の総合評定値があること」は、案件ごとに入札参加資格を有する業者が15者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値を下限に設定するものとする。
- 3 共同企業体を対象とする案件の手持制限の金額は、6千万円を超えないものとする。
- 4 手持制限の件数は、防水工事を1位希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した防水工事で完了していないものの合計件数が1件以内であることをいい、防水工事を2位以下の希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える建設工事で完了していないものがないことをいう。
- 5 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。



## 9 交通安全施設工事

| 予定価格   | 構成 | 施工実績                           | 地域要件            | 手持制限 |        |
|--------|----|--------------------------------|-----------------|------|--------|
|        |    |                                |                 | 件数   |        |
|        |    |                                |                 | 1位希望 | 2位希望以下 |
| 130万円超 | 単独 | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 1    | 0      |

### 備考

- 1 手持制限の件数は、交通安全施設工事を1位希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した交通安全施設工事で完了していないものの合計件数が1件以内であることをいい、交通安全施設工事を2位以下の希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える建設工事で完了していないものがないことをいう。
- 2 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

## 10 舗装工事、機械器具設置工事、法面工事

| 予定価格                | 構成 | 施工実績                           | 地域要件            | 手持制限    |    |
|---------------------|----|--------------------------------|-----------------|---------|----|
|                     |    |                                |                 | 金額      | 件数 |
| 6,000万円以上           | 単独 | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 6,000万円 | —  |
| 130万円超<br>6,000万円未満 | 単独 | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —       | 2  |

### 備考

- 1 予定価格が6千万円以上の案件の手持制限の金額は、6千万円を超えないものとする。
- 2 手持制限の件数は、本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える当該業種の建設工事にあつて、完了していないものの合計件数が2件以内であることをいう。
- 3 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

11 下水道管渠維持補修工事

| 予定価格                | 構成 | 施工実績  | 地域要件            | 手持制限    |    |
|---------------------|----|---|-----------------|---------|----|
|                     |    |   |                 | 金額      | 件数 |
| 6,000万円以上           | 単独 | 国又は地方公共団体等が発注した下水道管渠維持補修工事（日本下水道事業団又は（公財）下水道新技術推進機構による技術審査・証明を得ている工法に限る）を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 6,000万円 | —  |
| 130万円超<br>6,000万円未満 | 単独 | 国又は地方公共団体等が発注した下水道管渠維持補修工事（日本下水道事業団又は（公財）下水道新技術推進機構による技術審査・証明を得ている工法に限る）を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | —       | 2  |

備考

- 1 予定価格が6千万円以上の案件の手持制限の金額は、6千万円を超えないものとする。
- 2 手持制限の件数は、本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える下水道管渠維持補修工事で完了していないものの合計件数が≦2件以内であることをいう。
- 3 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

12 屋根工事、解体工事、消防施設工事、フェンス工事、鋼構造工事、建具工事、内装仕上工事、電気通信工事、さく井工事、とび・土工・コンクリート工事

| 予定価格   | 構成 | 施工実績                           | 地域要件            | 手持制限 |        |
|--------|----|--------------------------------|-----------------|------|--------|
|        |    |                                |                 | 件数   |        |
|        |    |                                |                 | 1位希望 | 2位希望以下 |
| 130万円超 | 単独 | 国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 1    | 0      |

備考

- 1 手持制限の件数は、当該業種の建設工事を1位希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した当該業種の建設工事で完了していないものの合計件数が1件以内であることをいい、当該業種の建設工事を2位以下の希望としている者においては本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が130万円を超える建設工事で完了していないものがないことをいう。
- 2 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

13 建築設計（総合（意匠）、構造、電気設備、機械設備）

| 予定価格      | 構成 | 履行実績   |  | 地域要件            |
|-----------|----|--|--|-----------------|
|           |    | 代表者の要件   | 構成員の要件   |                 |
| 2,000万円以上 | 2者 | 競争入札参加資格の建築設計において、当該部門の登録があるもの。なお、総合（意匠）においては、国又は地方公共団体等の発注案件のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の1棟当たりの延床面積が1,000㎡を超える新築工事又は増築、改築工事における建築設計を元請で履行、完了し、構造又は電気設備、機械設備においては、国又は地方公共団体等の発注業務を共同企業体として履行、完了しているもの。 | 競争入札参加資格の建築設計において、当該部門の登録があり、国又は地方公共団体等の発注業務を元請で履行、完了しているもの。なお、総合（意匠）においては、国又は地方公共団体等の発注案件のうち、新築工事、又は増築、改築工事における建築設計を元請で履行、完了しているもの。 | 市内に建築士事務所を有すること |
|           | 単独 | 競争入札参加資格の建築設計において、当該部門の登録があり、国又は地方公共団体等の発注業務を元請で履行、完了しているもの。なお、総合（意匠）においては、国又は地方公共団体等の発注案件のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の1棟当たりの延床面積が1,000㎡を超える新築工事又は増築、改築工事における建築設計を元請で履行、完了しているもの。                      |  | 市内に建築士事務所を有すること |

14 建設コンサルタント（河川・砂防・海岸・海洋、港湾・空港、電力土木、道路、鉄道、上水道・工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、造園、都市計画・地方計画、地質、土質・基礎、鋼構造・コンクリート、トンネル、施工計画・施工設備・積算、建設環境、機械、水産土木、電気電子、廃棄物）

| 予定価格      | 構成 | 履行実績  |  | 地域要件            |
|-----------|----|---|--|-----------------|
|           |    | 代表者の要件  | 構成員の要件   |                 |
| 2,000万円以上 | 2者 | 競争入札参加資格の建設コンサルタントにおいて、当該部門の登録があるもの。なお、当該部門における国又は地方公共団体等の発注業務を共同企業体として履行、完了しているもの。 | 競争入札参加資格の建設コンサルタントにおいて、当該部門の登録があり、国又は地方公共団体等の発注業務を元請で履行、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること |
|           | 単独 | 当該部門における国又は地方公共団体等の発注業務を元請で履行、完了しているもの  |  | 市内に主たる営業所を有すること |

15 補償コンサルタント（営業補償あり、営業補償なし）

| 予定価格  | 構成 | 履行実績                           | 地域要件            | 手持制限 |
|-------|----|--------------------------------|-----------------|------|
|       |    |                                |                 | 件数   |
| 50万円超 | 単独 | 国又は地方公共団体等の発注業務を元請で履行、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 1    |

備考

- 1 手持制限の件数は、本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が50万円を超える当該部門（営業補償あり又は営業補償なし）の補償コンサルタント業務委託で完了していないものが、1件以内であることをいう。
- 2 予定価格が50万円を超え500万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

16 測量、地質調査

| 予定価格  | 構成 | 履行実績                           | 地域要件            | 手持制限 |
|-------|----|--------------------------------|-----------------|------|
|       |    |                                |                 | 件数   |
| 50万円超 | 単独 | 国又は地方公共団体等の発注業務を元請で履行、完了しているもの | 市内に主たる営業所を有すること | 1    |

備考

- 1 手持制限の件数は、本市（上下水道局を含む。）及び宮崎市土地開発公社が発注した予定価格が50万円を超える測量又は地質調査業務委託で完了していないものが、1件以内であることをいう。
- 2 予定価格が50万円を超え500万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

別表 2 (第 4 条関係)

| ブロック | 地域自治区                |
|------|----------------------|
| 中央地区 | 中央東、中央西、小戸、大宮、東大宮、櫛  |
| 西部地区 | 大塚、大塚台、生目台、小松台、生目、高岡 |
| 北部地区 | 住吉、北、佐土原             |
| 南部地区 | 大淀、赤江、本郷、木花、青島、田野、清武 |

別表3（第11条関係）

## 1 土木一式工事

| 予定価格                 | 構成 | 構成区分  | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件  |
|----------------------|----|-------|------------|--|
| 1億5,000万円以上          | 3者 | 代表構成員 | 特定         | 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。                    |
|                      |    | 第2構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                     |
|                      |    | 第3構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                     |
| 1億円以上<br>1億5,000万円未満 | 2者 | 代表構成員 | 特定         | 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。                    |
|                      |    | 第2構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                     |
| 6,000万円以上<br>1億円未満   | 単独 | -     | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                     |
| 130万円超<br>6,000万円未満  | 単独 | -     | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が4,000万円未満となる場合、専任で配置する必要はない。 |

## 備考

- 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。
- 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。
- 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

## 2 建築一式工事

| 予定価格                     | 構成 | 構成区分      | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件   |
|--------------------------|----|-----------|------------|---|
| 3億円以上                    | 3者 | 代表<br>構成員 | 特定         | 建設業法に定める1級建築施工管理技士又は建築士法（昭和25年法律第202号）にいう1級建築士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。       |
|                          |    | 第2<br>構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める1級建築施工管理技士又は建築士法にいう1級建築士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                      |
|                          |    | 第3<br>構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める1級建築施工管理技士又は建築士法にいう1級建築士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                      |
| 1億5,000万円以上<br>3億円未満     | 2者 | 代表<br>構成員 | 特定         | 建設業法に定める1級建築施工管理技士又は建築士法にいう1級建築士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。                     |
|                          |    | 第2<br>構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める1級建築施工管理技士又は建築士法にいう1級建築士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                      |
| 6,000万円以上<br>1億5,000万円未満 | 単独 | -         | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める1級建築施工管理技士又は建築士法にいう1級建築士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が8,000万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |
| 130万円超<br>6,000万円未満      | 単独 | -         | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として配置できること。   |

### 備考

- 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。
- 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。
- 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

### 3 電気工事

| 予定価格                | 構成 | 構成区分  | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件  |
|---------------------|----|-------|------------|--|
| 1億円以上               | 2者 | 代表構成員 | 特定         | 建設業法に定める1級電気工事施工管理技士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。                  |
|                     |    | 第2構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                      |
| 6,000万円以上<br>1億円未満  | 単独 | -     | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める1級電気工事施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                   |
| 130万円超<br>6,000万円未満 | 単独 | -     | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が4,000万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

#### 備考

- 1 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。
- 2 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。
- 3 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。



#### 4 管工事

| 予定価格                  | 構成  | 構成区分       | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件  |
|-----------------------|-----|------------|------------|--|
| 1 億円以上                | 2 者 | 代表<br>構成員  | 特定         | 建設業法に定める 1 級管工事施工管理技士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。                       |
|                       |     | 第 2<br>構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  |
| 6,000 万円以上<br>1 億円未満  | 単独  | -          | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める 1 級管工事施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  |
| 130 万円超<br>6,000 万円未満 | 単独  | -          | 特定<br>又は一般 | 建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が 4,000 万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

#### 備考

- 1 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で 3 か月以上の雇用関係にある者であること。
- 2 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過していない者であること。
- 3 予定価格が 130 万円を超え 800 万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

5 水道施設工事

| 予定価格                  | 構成  | 構成区分    | 建設業の許可区分 | 主任技術者等の要件  |
|-----------------------|-----|---------|----------|--|
| 1 億円以上                | 2 者 | 代表構成員   | 特定       | 建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  |
|                       |     | 第 2 構成員 | 特定又は一般   | 建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  |
| 6,000 万円以上<br>1 億円未満  | 単独  | -       | 特定又は一般   | 建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  |
| 130 万円超<br>6,000 万円未満 | 単独  | -       | 特定又は一般   | 建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が 4,000 万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

備考

- 1 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で 3 か月以上の雇用関係にある者であること。
- 2 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過していない者であること。
- 3 予定価格が 130 万円を超え 800 万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

6 造園工事

| 予定価格                  | 構成  | 構成区分       | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件  |
|-----------------------|-----|------------|------------|--|
| 1 億円以上                | 2 者 | 代表<br>構成員  | 特定         | 建設業法に定める 1 級造園施工管理技士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。                        |
|                       |     | 第 2<br>構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める 1 級造園施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。   |
| 6,000 万円以上<br>1 億円未満  | 単独  | -          | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める 1 級造園施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。   |
| 130 万円超<br>6,000 万円未満 | 単独  | -          | 特定<br>又は一般 | 建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が 4,000 万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

備考

- 1 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で 3 か月以上の雇用関係にある者であること。
- 2 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過していない者であること。
- 3 予定価格が 130 万円を超え 800 万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

## 7 塗装工事

| 予定価格                   | 構成 | 構成区分  | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件   |
|------------------------|----|-------|------------|---|
| 9,000万円以上              | 3者 | 代表構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                       |
|                        |    | 第2構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                       |
|                        |    | 第3構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                       |
| 6,000万円以上<br>9,000万円未満 | 2者 | 代表構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                       |
|                        |    | 第2構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                       |
| 130万円超<br>6,000万円未満    | 単独 | -     | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。ただし、請負金額が4,000万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

## 備考

- 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。
- 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。
- 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

## 8 防水工事

| 予定価格                   | 構成 | 構成区分  | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件   |
|------------------------|----|-------|------------|---|
| 9,000万円以上              | 3者 | 代表構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                       |
|                        |    | 第2構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                       |
|                        |    | 第3構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                       |
| 6,000万円以上<br>9,000万円未満 | 2者 | 代表構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                       |
|                        |    | 第2構成員 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                       |
| 130万円超<br>6,000万円未満    | 単独 | -     | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。ただし、請負金額が4,000万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

### 備考

- 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。
- 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。
- 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

## 9 交通安全施設工事

| 予定価格    | 構成 | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件  |
|---------|----|------------|--|
| 130 万円超 | 単独 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が 4,000 万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

### 備考

- 交通安全施設工事は、建設業法に定める「とび・土工・コンクリート工事」の許可を受けていること。
- 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で 3 か月以上の雇用関係にある者であること。
- 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過していない者であること。
- 予定価格が 130 万円を超え 800 万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

## 10 舗装工事

| 予定価格                  | 構成 | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件   |
|-----------------------|----|------------|---|
| 6,000 万円超             | 単独 | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める 1 級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  |
| 130 万円超<br>6,000 万円未満 | 単独 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。ただし、請負金額が 4,000 万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

### 備考

- 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で 3 か月以上の雇用関係にある者であること。
- 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過していない者であること。
- 予定価格が 130 万円を超え 800 万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

## 11 機械器具設置工事

| 予定価格    | 構成 | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件  |
|---------|----|------------|--|
| 130 万円超 | 単独 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が 4,000 万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

### 備考

- 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で 3 か月以上の雇用関係にある者であること。
- 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過していない者であること。
- 予定価格が 130 万円を超え 800 万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

## 12 法面工事

| 予定価格                  | 構成 | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件   |
|-----------------------|----|------------|---|
| 6,000 万円超             | 単独 | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める 1 級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。  |
| 130 万円超<br>6,000 万円未満 | 単独 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第 7 条第 2 号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。ただし、請負金額が 4,000 万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

### 備考

- 法面工事は、建設業法に定める「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」の許可を受けていること。
- 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で 3 か月以上の雇用関係にある者であること。
- 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過していない者であること。
- 予定価格が 130 万円を超え 800 万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

13 下水道管渠維持補修工事

| 予定価格     | 構成 | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件  |
|----------|----|------------|--|
| 6,000万円超 | 単独 | 特定<br>又は一般 | 建設業法に定める1級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。                                     |
| 130万円超   | 単独 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が4,000万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

備考

- 1 下水道管渠維持補修工事は、建設業法に定める「土木一式工事」の許可を受けていること。
- 2 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。
- 3 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。
- 4 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。

14 屋根工事、解体工事、消防施設工事、フェンス工事、鋼構造工事、建具工事、内装仕上工事、電気通信工事、さく井工事、とび・土工・コンクリート工事、

| 予定価格   | 構成 | 建設業の許可区分   | 主任技術者等の要件  |
|--------|----|------------|--|
| 130万円超 | 単独 | 特定<br>又は一般 | 建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が4,000万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。 |

備考

- 1 「主任技術者」及び「監理技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。
- 2 「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。
- 3 予定価格が130万円を超え800万円未満の案件は、指名競争入札において、落札者がいないときに適用する。



15 建築設計 総合（意匠）

| 予定価格       | 構成  | 構成区分      | 技術者の要件  |
|------------|-----|-----------|---|
| 2,000 万円以上 | 2 者 | 代表<br>構成員 | 管理技術者及び担当技術者を配置するものとし、管理技術者は、一級建築士の資格を有し、担当技術者は、一級建築士、二級建築士又は建築設備士の資格を有すること。ただし、管理技術者又は担当技術者のうち、いずれかの者は、履行実績において、管理技術者又は担当技術者としての経験を有していなければならない。 |
|            |     | 第2<br>構成員 | 一級建築士、二級建築士、又は建築設備士の資格を有する者を担当技術者として配置すること。ただし、担当技術者のうち、いずれかの者は、履行実績において、管理技術者又は担当技術者としての経験を有していなければならない。   |
|            | 単独  | —         | 管理技術者及び担当技術者を配置するものとし、管理技術者は、一級建築士の資格を有し、担当技術者は、一級建築士、二級建築士又は建築設備士の資格を有すること。ただし、管理技術者又は担当技術者のうち、いずれかの者は、履行実績において、管理技術者又は担当技術者としての経験を有していなければならない。 |

備考

- 「技術者」は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（検討）

- 市長は、入札参加資格等が実態と適合しないと判断したときは、速やかに、この要綱の改正の要否を検討し、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うものとする。

様式第1号（第12条関係）

条件付一般競争入札参加申込書

宮 崎 市 長 殿

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

〇〇年〇月〇日付で入札公告のありました下記案件に係る条件付一般競争入札に参加したいので、本書を提出いたします。なお、入札の際には入札参加心得を遵守するとともに、提出する全ての書類について、事実と相違ない内容であることを誓約します。

記

告示番号 宮崎市告示第〇〇号

件 名

様式第2号（第12条関係）

条件付一般競争入札参加申込書（共同企業体用）

宮 崎 市 長 殿

年 月 日

共同企業体の名称

〇〇・〇〇・〇〇 特定（建設工事・委託業務）共同企業体

共同企業体代表者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

〇〇年〇月〇日付で入札公告のありました下記案件に係る条件付一般競争入札に参加したいので、本書を提出いたします。なお、入札の際には入札参加心得を遵守するとともに、提出する全ての書類について、事実と相違ない内容であることを誓約します。

記

告示番号 宮崎市告示第〇〇号

件 名

様式第3号（第12条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 宮崎市発注に係る「〇〇〇〇〇〇〇〇工事」（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する工事

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

(代表者)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇〇株式会社 〇〇%

〇〇〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇本（支）店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工後、速やかに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じても、脱退構成員への利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき瑕疵があったときは各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会が協議して定めるものとする。

〇〇建設株式会社及び外 2 社は、上記のとおり〇〇・〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定を

締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 様式第4号（12条関係）

### 特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 宮崎市発注に係る「〇〇〇〇〇〇〇工事」（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。



(分担工事額)

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇〇工事 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇工事 〇〇〇〇株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社及び外 1 社は、上記のとおり〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

様式第5号（第12条関係）

特定委託業務共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一 宮崎市発注に係る「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」

（当該委託業務内容の変更に伴う委託業務を含む。以下単に「委託業務」という。）

二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○・○○ 特定委託業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○○○市○○○○町○○○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、委託契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 委託業務を引き受けることができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

（代表者）

第6条 当企業体は、○○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇株式会社 〇〇%  
〇〇〇〇株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに委託業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する委託業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、委託契約の履行及び下請契約その他の委託業務の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇本(支)店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、委託業務完了後、速やかに決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち委託業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じても脱退構成員への利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが委託業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会が協議して定めるものとする。

〇〇株式会社及び外 1 社は、上記のとおり〇〇・〇〇 特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

様式第6号（第12条関係）

委 任 状

宮 崎 市 長 殿

年 月 日

特定共同企業体の名称

〇〇・〇〇 特定（建設工事・委託業務）共同企業体

住 所

構成員 商号又は名称

代表者職氏名

下記の者を代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、宮崎市が発注する（建設工事・委託業務）に係る次の権限を委任します。

（委任事項）

- 1 入札に関する権限
- 2 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 3 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
- 4 入札に関して復代理人を選任する権限

記

（代理人）

特定共同企業体の名称

〇〇・〇〇 特定（建設工事・委託業務）共同企業体

住 所

構成員 商号又は名称

代表者職氏名

様式第7号（第18条関係）

宮 契 第 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

宮崎市長

条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書

申込みのあった「〇〇〇〇〇〇〇〇工事」に係る条件付一般競争入札の参加資格審査結果は次のとおりです。

記

【審査結果】

（文書取扱）

〇〇〇課〇〇〇〇係

電話 ー

様式第8号（第20条関係）

協定書第8条に基づく協定書

宮崎市発注に係る「〇〇〇〇工事」については、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定書  
(乙)第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇〇工事 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇円

〇〇〇〇工事 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇円

〇〇〇〇株式会社外1社は、上記のとおり〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名